

## ● 肥料価格高騰対策事業(春肥分)について【ご案内】 1

JA茨城むつみ

農林水産省より肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、  
化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者(※)の皆様の肥料費の支援が行われます。

※農産物販売実績があり、税務署に農業所得を申告している事が条件です。

令和4年11月1日から令和5年5月31日までに購入された「本年の春肥で使用した、原則として当JAで購入された肥料」を対象に申請を受付いたします。

(秋肥の申請漏れの方も受付いたします。別途ご相談ください。)

**★別紙記載の期間、会場にご来場の上での申請手続きをお願いいたします。**

(今回の申請につきましては、園芸に加え水稻部門が含まれており申請者数が多数となる見込みであり、期間も短いため、訪問での受付を中止とさせていただきます。ご了承ください。)

### ○ ご記入いただく書類

- ①誓約・同意書(様式1号)
- ②化学肥料低減計画書(様式2号)
- ③肥料価格高騰対策事業に係る宣誓・同意書

※上記書類は窓口にてお渡しいたします。全て自筆にてお願いいたします。



## ● 肥料価格高騰対策事業(春肥分)について【ご案内】 2

JA茨城むつみ

- 申請に際して肥料低減の取組内容の選択（要2項目※）、品目ごとの作付け面積情報、春肥料代金引き落とし口座の番号が必要となります。事前にご確認をお願いいたします。

※水稲作の方につきましては、広域土壌診断という制度がございますので、自動的に1項目達成となります。

詳しくは支店経済渉外職員までお問合せください。

- 当JA以外で購入された肥料につきましては、購入業者へご連絡、ご相談いただきますようお願いいたします。
- 申請手続きに係る事務手数料はいただきません。

### ○ 支援金の算定式

$$\cdot \{ \text{当年の肥料費} - (\text{当年の肥料費} \div \underset{(1.4)}{\text{価格上昇率}} \div \underset{(0.9)}{\text{使用料低減率}}) \} \times 0.7$$

#### ★試算例

当年の肥料費が100万円の場合

$$\{ 100 \text{万} - (100 \text{万} \div 1.4 \div 0.9) \} \times 0.7 = \text{約}14.4 \text{万円}$$

※文書内容につきましては、国・県の方針により変動する場合がございます。ご了承ください。